

住民税均等割のみ課税世帯給付金

(10万円/1世帯)のご案内

受給には確認手続きが必要です

- 住民税均等割のみ課税世帯給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給について

決定次第、支給決定通知書を送付します。
(対象外の場合、不支給通知書を送付します。)

支給対象者と確認手続きについて

支給対象者 (次のすべての要件を満たす方)

①世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主、または令和5年度住民税均等割のみ課税されている方と非課税の方で構成されている世帯の世帯主

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外です。

②令和5年12月1日以降に転出入等が無い世帯

③住民税等の申告をされている世帯



確認手続き

同封されている確認書の内容を確認し、原則郵便にて返送してください。

申請期間 **令和6年5月31日(金) 必着**

住民税均等割のみ課税の方とは

- 住民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。
- 前年に一定の所得がある方全員に一律に負担していただくのが「均等割」で、前年の所得金額などに応じて負担していただくのが「所得割」です。
- 本給付金における「住民税均等割のみ課税」とは、「均等割」が課税で、「所得割」が非課税の方です。

※住民税は、その年の1月1日現在において居住する住所地で課税されます。



住民税均等割のみ課税世帯給付金の

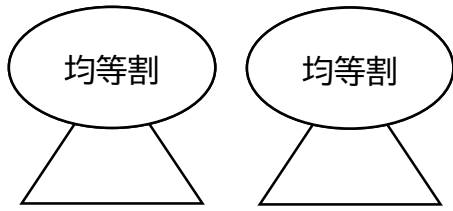
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

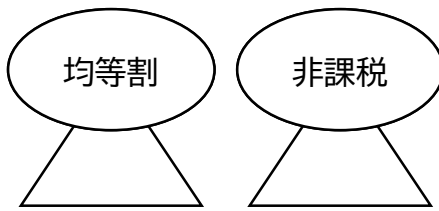
住民税均等割のみ課税世帯の事例

給付対象



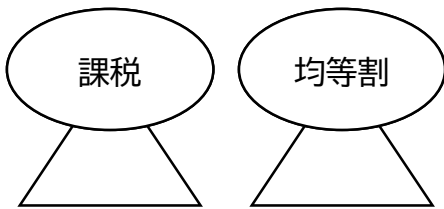
世帯全員が所得割非課税
(均等割のみ課税)

給付対象



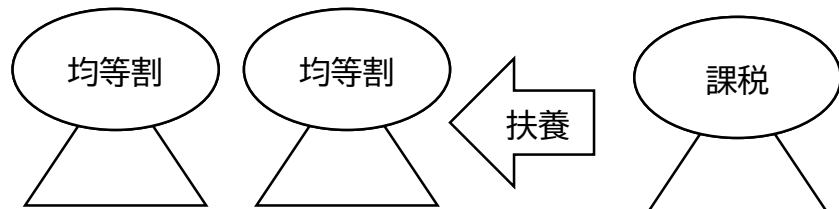
所得割非課税と均等割非課税
のみで課税者がいない世帯

給付対象外



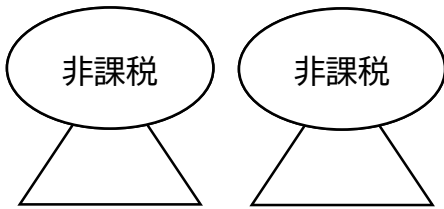
課税者を含む世帯

給付対象外



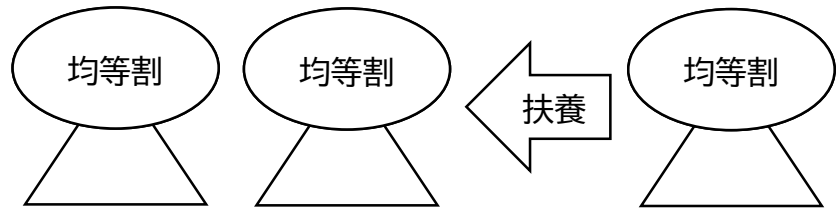
世帯全員が所得割非課税（均等割のみ課税）、課税者の扶養

給付対象外



世帯全員が均等割非課税世帯

給付対象外



世帯全員が所得割非課税（均等割のみ課税）、
均等割のみ課税者の扶養

給付金の支給手続き等

● 砺波市から給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。

● 中身を確認して、必要事項を記入し返信してください。

【確認事項】

- ① 記入した給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③ 既に住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円給付）、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円給付）等の支給を受けた世帯ではないこと

お問い合わせ

砺波市福祉市民部 社会福祉課地域福祉係



0763-33-1299

受付時間 平日8:30~17:15